

## 平成27年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について

平成28年2月24日  
法制・基本問題小委員会

## I はじめに

今年度の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）においては、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展等に対応するため、著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本的問題に関する様々な課題について、知的財産推進計画2015（平成27年6月知的財産戦略本部決定。以下「知財計画」という。）に示された検討課題等を踏まえ、以下の課題について検討を行った。

- ・教育の情報化の推進等
- ・盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等
- ・著作物等のアーカイブ化の促進
- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方
- ・環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応

このうち、新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方については、本年7月に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置して集中的な審議を行ってきた。

また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応については、平成27年10月に協定が大筋合意にいたったことを受け、本小委員会においても、同年11月より検討を開始し、集中的な審議を行った。

各課題の審議の進捗状況等については、次のとおりである。

## II 各課題の審議の状況

## 第1章 教育の情報化の推進等

## 第1節 検討の経緯

デジタル・ネットワーク社会の進展等に伴い、情報通信技術を活用した様々な教育活動が行われるようになってきており、教育の情報化の推進等に係る著作権制度上の課題について整理・検討を行うことが求められている。

知財計画においても「デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。（短期・中期）」とされ、検討課題の一つとして挙げられている。

これらを踏まえ、昨年度、文化庁の委託調査研究（「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」（平成27年3月、株式会社電通。以下、「本調査研究」という。））において、我が国におけるICT活用教育に係る著作物等の利用の実態並びに諸外国の関連する制度及び運用実態等について、調査を行ったところである。

本年度においては、同調査研究の結果の報告を受け、さらにICT活用教育に先進的に取り組んでいる教育関係者及び権利者団体から意見聴取を行った上で、ICT活用教育の推進に向けた著作権制度の在り方等について検討を行った。

## 第2節 調査研究の概要

本調査研究の概要については、以下のとおりである。

### （1）国内におけるICT活用教育に係る著作物等の利用状況

本調査研究では、国内の教育機関における著作物等の利用実態について調査を行った。国内においては、種々の教育機関においてICT活用教育が実施されており、教員による教材・参考文献等の公衆送信や異時の講義映像の公衆送信、教員間における教材等の共有等について、著作物利用上の課題があるとの報告がなされた。

教育機関がICT活用教育において著作物を利用するにあたっては、権利処理の手続上の負担、権利者探索の負担、許諾を断られる等の理由から著作物等の利用を断念するケースが多く、教育上必要な著作物等を利用できない実態があることが明らかになった。また、教員の著作権や権利処理に対する知識が十分ではないために、許諾が必要な第三者の著作物の利用やニーズのあるICT活用教育の実施自体が控えられる場合があることも報告された。

これらの実態を踏まえ、本調査研究においては、ICT活用教育の推進にあたっては、以下4つの著作権制度上の課題があることが挙げられた。

- ①著作権の集中管理など権利者側のライセンス体制を整備し、権利処理手続上の負担等を軽減すること
- ②教育機関側の権利処理体制の整備や著作権制度・権利処理のノウハウの普及に向けた取組を充実させ、教育機関が権利処理を的確かつ円滑に行えるようにすること
- ③教育機関と権利者の合意による著作権法上の権利制限規定のガイドラインを策定し、解釈について明確性を確保すること
- ④教員等による教材等のインターネット送信やオンデマンド型講義映像配信など、今後拡大が予想される行為類型のうち、著作権者の権利を不当に害しない範囲のものを権利制限規定の対象に加えることなどについて検討すること

また、デジタル教科書・教材における著作物の利用においては、権利者から個別に許諾を得る著作物も多く、制作会社における権利処理の負担が大きいこと、また、当該利

用については使用料規程に具体的な定めがない場合が多く、個別の交渉で値決めを行っている実態があるとの報告があった。これらを踏まえ、当該利用についても、権利の集中管理の促進や、デジタル教科書・教材に含まれるコンテンツの種類や供給方法・利用態様の特性を踏まえた適切な使用料規程などの環境の整備が求められることが示された。

また、教育機関がICT活用教育において著作物を利用するための著作権者側のライセンス体制については以下のとおり報告があった。

学術論文については、管理団体が理工系の分野を中心とする国内の著作物や海外の著作物について管理しているが、ICT活用教育に係る利用に関しては契約を締結している一部の著作物（スイスの著作物）を除いて管理されておらず、著作権者から個別に許諾を得る必要がある。

専門書・学術書については、これらの著作権管理を行う管理団体等において、ICT活用教育に係る利用に関しては管理されておらず、著作権者から個別に許諾を得る必要がある。

写真については、ICT活用教育に係る利用については、管理団体等による管理が行われていないが、企業が教育機関向けに年間契約を用意しており、契約により多数の写真を定額料金で利用できる等、一定のライセンス体制が構築されている。

文芸作品については、ICT活用教育に係る利用について管理を行っている団体があるが、権利を委託していない著作権者も多く、多くの場合は著作権者から個別に許諾を得る必要がある。

新聞については、ICT活用教育に係る利用については、管理団体等による管理は行われておらず、各新聞社から個別に許諾を得る必要がある。

音楽については、多くの場合、管理団体に申請することにより当該利用が可能となる。

以上の事実から、一部の分野においてICT活用教育に係る許諾を円滑に行うための体制整備が進められているものの、全体として見れば、未だ教育機関のニーズを満たすには十分な状況にあるとはいえないことが示された。

## (2) 諸外国における関連する制度及び運用実態

本調査研究では、諸外国における関連制度やその運用実態についても調査を行った。

国によって規定の仕方は様々だが、調査対象国<sup>1</sup>においては、ICT活用教育における著作物利用の円滑化を図るため、一定の範囲で無許諾での公衆送信等を認める権利制限規定が整備されている。また、多くの国において、報酬請求権の付与など著作権者等への適切な対価の還元と著作物利用の円滑化のバランスを図るための工夫が権利制限規定に盛り込まれている例が見られた。

権利制限規定によらない著作物利用も広く行われており、そのための権利の集中管理体制の整備も進んでいる。例えば、英国の権利管理団体 Copyright Licensing Agency では、ほぼ全ての著作物について教育機関による複製を包括的ライセンスとして認めてお

---

<sup>1</sup>調査対象国：英国、米国、オーストラリア、韓国、フランス、ドイツ

り、一定の条件で公衆送信を行うことも可能となっている。これら権利管理団体とほぼ全ての教育機関がライセンス契約を締結しており、年間のライセンス料金を支払うことにより教育目的のために著作物を利用することができる。

### 第3節 検討の状況

本調査研究の結果を踏まえて、小委員会において、教育関係者及び権利者団体の意見を聴取した上で、ICT活用教育の推進に向けた著作物の利用円滑化について検討を行った。

#### (1) ICT活用教育を推進することの意義について

教育政策に係る政府計画や報告等においては、ICT活用教育の意義として教育の質の向上や教育の機会拡大などが示されており、例えば、ICTの活用は、課題解決に向けた主体的・協働的・探求的な学びの実現、個々の能力、特性に応じた学びの実現のほか、地理的環境に左右されない質の確保を可能にするとされている。こうしたICT活用教育の意義については、教育関係者からも同趣旨の意見が出されたことに加え、権利者団体からもその意義や重要性は理解しており、著作物の利用円滑化に協力したいとの意見が示された。

委員からも、ICTの進歩に伴う教育の変化に伴い紙もデジタルもシームレスにすべきであるとの意見や、デジタルの特性上個々のレベルにあった問題作成が可能になるとしてICT活用教育を進めるべきとの意見があり、ICT活用教育の意義や重要性を十分に踏まえて、著作物利用の円滑化について検討することとされた。

このような認識のもと、教育関係者から要望のあった以下の3つの利用場面それぞれについて、ICT活用教育を推進するための著作権法制度やライセンス体制の在り方等の検討を行った。

- ・授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化について
- ・教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有（複製・公衆送信）する際の著作物の利用円滑化について
- ・MOOCのような一般人向け公開講座における著作物の利用円滑化について

#### (2) 検討の視点について

これらの検討に際しては、上記ICT活用教育の意義を踏まえると、教育機関において教育上必要な著作物の円滑な利用を図るためには権利制限規定だけではなく規定の対象外となる範囲についても利用できるようなライセンスの枠組みを用意することが重要であるとの意見があった。ライセンスについては、手続的な負担が重ければ機能しないとの意見があったほか、取引費用の軽減に資する包括的ライセンスの枠組みを構築する

インセンティブとなるよう、包括ライセンスと権利制限規定の組み合わせで考えることが重要であるとの意見が示された。このほか、集中管理を広げていくことを前提として、契約でクリアできない部分について権利制限規定の在り方を考えるべき旨の意見が示された。

### (3) 授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化について

#### ① 教育機関における著作物等の利用実態と課題について

教育関係者からは、送信する講義映像や資料等において第三者の著作物が利用されている場合、紙媒体による場合であれば法第35条1項で処理できるものであること、引用の要件に当てはまらなると考えられる事例もあること等の報告がなされた。そうした著作物の利用にあたっては、著作権者からの許諾を得るために過大な手続上の負担がかかる等の理由から教育に支障が生じているとの意見が示された。

委員からは、教育関係者の説明において明らかにされたICT活用教育の現場において必要とされている著作物の利用実態を踏まえ、こうした利用は引用の要件に該当しない場合があるとの意見があるなど、現行法下では許諾が必要な場面が存在するとの実態を認める意見が複数あった。

#### ② 権利制限による対応の必要性・正当性について

教育関係者からは、著作権処理の負担から教育上適切な著作物を授業で利用できない実態を踏まえ、法第35条の趣旨に照らしICT活用教育についても権利制限規定の対象とするよう要望があった。

これに対し、権利者団体からは、現時点でも教育機関において権利制限の対象範囲が広く運用・解釈されている実態があるとの報告があり、権利制限の検討に当たっては教育機関における著作権制度に関する普及啓発を求める意見があった。また、権利侵害を助長する恐れがあることや、契約により対応すべきこと等を理由として慎重な立場からの意見表明があった。

この点、委員からは現代の子供たちにとってICTが特別に新しい教育方法になるわけではなく、単に紙がICTに置き換わるだけであることから、紙とデジタルをシームレスで利用できるようにすべきとの意見があった。また、教育は非常に公益性が高いものであるため、一定の権利制限を行うことの正当性はあるとの意見が示されるなど、権利制限による対応の必要性・正当性を肯定する意見が複数示された。

他方で、教育機関による著作物の利用実態に関する権利者団体からの指摘も踏まえ、実際に教育機関において規定が遵守されるのかを懸念する声もあった。また、法第35条の但書が抽象的であり、デジタルでは紙の複製のように人的・費用的負担等の物理的

な制約がないために、必要以上に利用がなされることになるのではないかとの意見もあった。

こうした指摘とも関連して、小委員会における制度面の議論と並行して運用面の検討を行うことの必要性が指摘された。具体的には、規定の円滑な解釈・運用を促進するためのガイドラインの策定や教育機関側の著作権保護意識など、関係規定が適切に運用される環境や体制の整備に向けて、関係者間での協議を促すとともに、当該協議の進捗状況を踏まえ、これと両輪で審議会での議論を進めることとされた。これを受け、後述するとおり、教育関係団体と権利者団体の間での協議が開始されている。

今後、関係者協議の進捗状況も踏まえながら、権利制限による対応の是非や制度の在り方について更に検討を深めることが求められる。

次に、仮に権利制限により対応することとした場合に関連する以下の論点について検討を行った。

### ③ 市場が形成されている分野への影響について

権利者団体からは、専門書等の教育機関で主として利用されることを想定して公衆に提供されている著作物や、その他、既に教育機関に利用を許諾している著作物など、市場が形成されている分野について権利制限規定の対象とすることは、権利者がビジネスにおいて正当に得るべき利益を害するとの意見が示された。

委員からは、既に市場が形成されている分野については配慮が必要である旨の意見が複数示された。

その具体的な内容として、権利制限規定の対象外とする条件として、市場が形成されており合理的な手続や対価によって許諾を出す仕組みが形成されていることを条件としてはどうかとの意見や、法第35条の趣旨を踏まえ料金等について教育機関向けに特に配慮した許諾を出す仕組みがあるか否かを考慮すべきとの意見が示された。

一方で、許諾を出す仕組みがある場合は権利制限規定に優先することとすると、権利者側が自由に使用料を設定でき、事実上オプトアウトに近いことができることになったり、利用者が高額な使用料を支払うことになったりしてもよいのかとの指摘があった。また、合理的な金額によるライセンスが用意されている場合に限り権利制限規定の対象外とするのであれば、権利者が相当な金額を受けるという意味では、結果として補償金制度を設けることと変わらないのではないかとの意見も示された。

この論点については、権利制限の対象範囲とライセンスビジネスの関係、具体的には、教育機関が利用できるライセンススキームのうち権利制限の対象外とすべきものの有無や範囲について、引き続き検討を深めていくことが求められる。

#### ④ 権利者に報酬請求権を付与することの要否について

権利者団体からは、契約により対応すべきであるとの意見等権利制限に慎重な立場からの意見表明があった他、欧米各国では権利制限に伴い補償金請求権等が付与されていることや、教育機関において法第35条が広く解釈・運用されている実態を理由として、権利制限規定の検討に当たり、補償金制度の導入を併せて求める意見が示された。

委員からは、複製については補償金が不要なのであるからICT活用教育についても不要とすべきとの意見があった一方で、無断利用について一定の利益分配を行うのは海外の法制度や国際条約（スリーステップテスト）とも合致すること等を理由として補償金制度の導入を肯定する意見が複数示された。

仮に補償金制度を導入するとした場合の範囲については、以下のとおり見解が分かれているところである。

現在紙でできることをICTに置き換える範囲では現行法第35条と同様に補償金を不要とすべきであるが、ICTでのみ可能なことに利用する場合は利用者が受ける便益が大きいため、その範囲では補償金請求権を付与してはどうかとの意見があった。一方で、ICTの利用に補償金請求権を付与するならば、現在無償としている第35条の範囲にも補償金請求権を付与すべきとする意見があった。

また、補償金請求権を機能させるためには、併せて包括的なライセンスの枠組みを構築することが必要であるとの意見が示された。

この論点については、いずれの立場に関しても、補償金請求権を付与することを是とする場合はその理論的根拠を整理した上で、その当否や制度の在り方について今後さらに検討を深めていくことが求められる。

#### ⑤ 制度の円滑・的確な運用を促進するための取組について

教育関係者からは、引用や法第35条の但書の解釈が不明確な部分があるために、教員が利用するにあたって萎縮する現状があることから、円滑な利用を図るために解釈を明確化することが必要であるとの意見が示された。

この点、権利者団体からも、権利制限規定の解釈について関係者間で共通の理解と合意を形成し、教育現場での浸透を図ることが必要との意見が示された。

委員からも、法第32条や第35条の解釈を明確化することにより教員側の負担を軽減できるとして、関係者間においてルールを協議してはどうかとの提案が示されたところである。本論点については関係者間協議における検討事項のひとつに挙げられている。

#### ⑥ 権利制限規定の対象外となる著作物の利用円滑化方策について

教育関係者からは、著作権者特定の手続や交渉のための人的・時間的負担が大きいため、教育目的での著作物の利用に関する契約処理を行う際に簡便にアクセスできる

仕組みや、教育利用に対応した契約内容等の充実について要望が示された。

権利者団体からも、集中管理団体が積極的に教育利用の実態に沿って許諾するシステムを整備することが重要であり、包括契約により教育機関の利便性を高められるのではないかとの意見があった。

この点、「(2) 検討の視点について」でも述べたとおり、委員からは、法改正をしても権利制限規定の対象外となる部分については著作物の利用ができず、結果として実態が変わらないのであれば意味がないため、権利制限規定の対象外となる著作物についても円滑に利用できるようにする枠組みを用意することが重要との意見が示された。また、諸外国では包括的ライセンスが整備されている実態を踏まえ、我が国でもそのような仕組みを構築するインセンティブを与えるような法制度をどう作るかが重要であるとする意見があった。

また、本来的には集中管理を広げていくことが前提であるとした上で、クリアできない部分について対応を考えるべきとの意見も示された。

なお、本論点についても、関係者間協議の検討事項に掲げ、検討を開始しているところである。

#### (4) 教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有（複製・公衆送信）する際の著作物の利用円滑化について

教育関係者からは、教員間や教育機関間において教材等を共有する場合、権利制限規定の対象とはなっておらず、著作権者からの許諾を得るためには過大な事務上の負担がかかる等の理由から、より教育に適した著作物を利用できない実態があるとの意見が示された。このような教材の共有は教育の質を高める点で法第35条の趣旨に適うものであり、権利制限規定の対象とするよう要望があった。

これに対し、権利者団体からは、法第35条はどの教育現場でも利用できるような汎用的な教材の作成は認めておらず法の趣旨に適わないこと等を理由に教材等の共有を権利制限の対象とすべきではないとの意見が示された。

これらを踏まえ、委員からは、地理的環境に左右されない教育の質の確保のためには教育資源の共有ができるのは非常に良いことであるとの意見や、少なくとも同じ学校ないし他の学校で利用できなければ意味が無いとの意見、補償金付きの権利制限規定により教員間の共有など様々な形の教育目的の利用形態に対応できるようにしてはどうかとの意見等が示された。一方で、これを権利制限規定によるべきか否かについては、教材の共有と授業での利用とは許諾を得るための時間的余裕も異なることから、授業の利用の場合と同列に扱えないのではないかとの意見、法第35条は教室利用という小規模性を前提としてバランスが図られているものであり、公益目的があったとしても規模が大きくなるとバランスが崩れてしまうのではないかとの意見、権利制限だけでなく契約との組み合わせによるべきとの意見、公共性や市場の失敗が存在するかは疑問でありライセンスで対応すべきとの意見があった。

権利制限規定によることとした場合に認めるべき範囲等については、教育機関が主体



となるものではなく、複数の教育を担当する者が自主的に共有する限度において、補償金付きで認めるべきとの意見があった。このほか、教育機関内の共有とそれを越えた共有とは、権利者に与える影響や権利制限の必要性も異なることから、権利制限の対象となる場合の共有の範囲についても併せて検討を行うことが必要であるとの意見が示された。

なお、本論点も一定の範囲で対応した方がよいとしつつも、ICT活用教育の推進に向けてはスピード感をもって進めるべきであり、まずは一番必要性が高いと考えられる授業の過程における著作物の送信について検討を行うべきではないかとする意見もあった。

この論点に関しては、権利制限による対応の必要性・正当性の有無や、仮に権利制限の対象となる場合の共有の範囲について、今後さらに検討を深めていくことが求められる。

#### (5) MOOCのような一般人向け公開講座における著作物の利用円滑化について

教育関係者からは、著作権者からの許諾を得るための手続上の負担や、利用形態に見合う契約が用意されていない等の理由から、優れた著作物を利用できない実態があるとの意見が示された。このため、著作物利用のための権利処理に係る時間的負担の軽減のためのライセンス体制やMOOCに対応した契約内容の整備について要望が示された。

これに対し、権利者団体からは権利制限規定の対象とすることには反対との意見が概ね示されたが、ライセンス体制の整備等による利用円滑化を提案する意見もあった。

これらを踏まえ、委員からは、MOOCのような形態の教育も推進すべきではあるとしつつも、MOOCまでも権利制限の対象とすると授業における制限が無意味化することや、現行法第35条の正当化根拠の公共性が薄まることを懸念することなどを理由に、権利制限規定ではなくライセンスによる対応が適当であるとの意見が複数示された。

一方で、受講者の数が増えること以外にMOOCと他の登録を要する一般人向けの授業との違いはないとして、MOOCだけを別の問題とはせず、全体の法制度をどうするかと併せて検討すべきとの意見もあった。

この論点に関しては、権利制限により対応しないとするのであればその根拠について、今後さらに検討を深めていくことが求められる。

#### (6) 法の適切かつ円滑な運用に向けた関係者間の協議について

小委員会の方針を踏まえ、関連する規定が適切かつ円滑に運用されるための環境や体制の整備に向け、関係者間協議の場が新たに設けられ、議論が開始されている。この協議においては、上記目的の下、教育関係者と権利者団体の間で、著作権法上の教育関係規定（特に法第32条、第35条）の解釈運用（ガイドライン）の在り方、教育機関側

の著作権保護意識に対する指摘に関わることなど教育機関における規定の適切な運用に関すること、ICT活用教育において契約により著作物等を利用する際の利用円滑化方策（集中管理の促進、使用料規程の整備等）等について検討が行われている。関係者協議においては、権利者<sup>2</sup>、教育関係者<sup>3</sup>側ともにそれぞれの分野・領域を代表する団体が参画し<sup>4</sup>、ICT活用教育を推進するという共通の認識を持ち、具体的な環境整備に向けて対話が開始されたことは非常に喜ばしいことである。本課題の解決策の早期のとりまとめに向けて、関係者協議においても、迅速かつ精力的に検討が進められることを期待したい。

## 第2章 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等

### 第1節 検討の経緯

平成25年6月に採択された、視覚障害者等による発行された著作物へのアクセスを促進することを目的とした「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）」（以下「マラケシュ条約」という。）の締結に向け、昨年度の小委員会において、障害者団体及び権利者団体から意見聴取を行った。

### 第2節 検討の状況

昨年度の小委員会においては、障害者団体からは、マラケシュ条約の締結に必要な手当の他、視覚障害・聴覚障害等に係る多岐に渡る要望が寄せられたところ、権利者団体からは、マラケシュ条約の締結に必要な手当については前向きな反応があったものの、その他の要望事項については、反対若しくは慎重な立場が示され、両者の意見にかなり隔たりがあることが明らかとなった。そのため、まずは両者の意見集約に向けた取組を行った上で、改めて小委員会で検討を行うこととされたところである。

これを受け、現在両者の意見集約に向けた取組が継続的に行われているところである。具体的には、①法第37条第3項の適用により複製等を行える主体の拡大及び②映像に字幕や解説音声等を付与して放送等を行うことに関する権利制限規定の見直しに対する要望について、それぞれの要望事項ごとに、文化庁によるコーディネートのもとで、関係の権利者団体及び障害者団体による意見集約に向けた取組が行われている。

<sup>2</sup> 学術著作権協会、日本書籍出版協会、日本写真著作権協会、日本文藝家協会、日本新聞協会

<sup>3</sup> 国立大学協会、公立大学協会、私立大学団体連合会、全国都道府県教育委員会連合会

<sup>4</sup> 平成16年3月に定められた「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」（著作権法第35条ガイドライン協議会）については、最終的に教育関係者が構成員に入っていない点をとらえて、本小委員会における議論でも、権利者団体や委員から、代表性を有する教育関係者の協議への参画を望む声が寄せられていた。

## 第3章 著作物等のアーカイブ化の促進

### 第1節 検討の経緯

小委員会では、昨期、著作物等のアーカイブ化の促進に係る著作権制度上の課題について検討を行い、現行の権利制限規定に関する法解釈の明確化を行うとともに、制度改正等の措置が必要な課題についてその対応の方向性が示された。

また、知財計画においても、アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備が求められている。

これらを受け、今年度は、文化庁において、昨年度示された方向性に基づき具体的な措置を順次講じた。

### 第2節 検討の状況

今年度、文化庁において講じた具体的な措置は次のとおりである。

まず、課題の一つとして挙げられた著作権法第31条の「図書館等」の範囲の拡充については、平成27年6月22日付で著作権法施行令第1条の3第1項第6号に基づく指定を行った。すなわち、博物館法第2条第1項に規定するいわゆる登録博物館又は同法第29条に規定するいわゆる博物館相当施設であって、営利を目的としない法人により設置されたものが「図書館等」に含まれることとなった。これにより、著作権法第31条第1項第2号により資料の保存のため必要がある場合に複製を行える施設範囲が拡充された。指定の範囲に含まれない施設については、各施設からの要望に応じ、引き続き個別指定にて対応を行うこととされた。

また、権利者不明著作物等の利用を円滑化する観点から、平成28年2月15日付で著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しを行った。具体的には、過去になされた裁定に係る著作物等を利用しようとする場合については、権利者搜索のために必要な「相当な努力」の要件を緩和する告示の改正を行った<sup>5</sup>。

また、美術の著作物又は写真の著作物を展示する者が、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介を目的としてデジタルデータを館内の端末を用いて観覧者の閲覧に供すること、及び、アーカイブ機関において美術の著作物等の紹介を目的としてこれらの著作物のサムネイル画像（鑑賞には適さない程度の画像）をインターネット送信することについては、文化庁が関係団体<sup>6</sup>より意見聴取を行った。

館内端末での展示著作物の表示については、美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、法第25条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者が、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的として、当該著

<sup>5</sup> [http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/chosakukensha\\_fumei\\_saiteiseidokaizen.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/chosakukensha_fumei_saiteiseidokaizen.html)

<sup>6</sup> 意見聴取を行った団体は、全国美術館会議、公益社団法人日本博物館協会、一般社団法人日本美術家連盟、日本美術著作権連合、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本書籍出版協会

作物を複製し電子端末に上映し、または、当該著作物を電子端末に公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。）することができるよう、法第47条の規定を見直すことについて、賛成の意見が示された。他方、当該電子端末を施設外に持ち出してもなお画像を閲覧することができる画像の掲載方法については、著作権者の利益を不当に害することがないような措置を講ずることを条件として認められるべきである、との意見が示された。

サムネイル画像のインターネット送信については、アーカイブ機関が、美術の著作物又は写真の著作物の紹介を目的として、当該著作物のサムネイル画像を公衆送信することができる旨の規定を設けることについて賛成の意見が示された。他方、主体となるアーカイブ機関については、どの施設でも行えることとするのではなく、公共性を有するものに限るとするなど、一定の限定が必要であるとの意見が示された。また、サムネイル画像の解像度や大きさなどを限定して明確にするなど、著作権者の利益を不当に害することがないような措置を講ずることを条件として認められるべきである、との意見が示された。なお、補償金を伴う権利制限規定とすべきとの意見があり、制度面・運用面での課題について検討が必要とされた。

上記二つの論点に共通する意見としては、どのような場合が著作権者の利益を不当に害する場合の規定の仕方については、法令上細かな条件を規定すべきとの意見がある一方、包括的に規定した上で、ガイドライン等で解釈を周知すべきとする意見があった。

これらのほか、昨期の小委員会において権利処理の円滑化のための方策として挙げられた、著作物等の権利情報の集約化及び拡大集中許諾制度については、今年度、文化庁において諸外国の状況等について調査研究を実施している。

#### 第4章 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方について

今般、知財計画等において、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等を利用したサービスを創出し発展させるためのニーズが新たに生じているとの指摘がなされている状況を踏まえ、本課題について集中的に検討を行う場として、小委員会の下に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置した。今期のワーキングチームにおいては、国民から寄せられた著作物等の利用に関する幅広いニーズについて、分類・整理及び検討の優先順位付けを行うとともに、新産業創出環境の形成に関わるニーズについて、権利制限による対応の是非に関する議論を行った。（詳細については資料4-2「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームの審議の経過等について」（平成28年2月24日）を参照。）

#### 第5章 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応について

TPP協定への対応については、平成27年10月に協定が大筋合意にいたったことを

受け、本小委員会においても、同年11月より検討を開始するとともに、集中的な審議を行ってきた。昨年11月には21の関係団体からの意見聴取を行った上で審議を行い、TPP協定締結に必要な制度改正事項の内容及び影響に照らし講じるべき措置に関する基本的な方向性を整理した「TPP協定（著作権関係）への対応に関する基本的な考え方」を取りまとめた。その後、これを受けて政府部内で行われた検討を踏まえて更に議論を深め、第9回小委員会において、「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書」（資料3-2）を取りまとめた。

### Ⅲ おわりに

今期の小委員会では、上記のように、①教育の情報化の推進等、②盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等、③著作物等のアーカイブ化の促進、④新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方、⑤環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応に係る課題について検討を行った。

今後、以下の課題について、本小委員会における審議を更に継続することが求められる。

- ① 教育の情報化の推進等に係る課題については、授業の過程における著作物等の公衆送信に関しては、権利制限規定により対応することに概ね肯定的な意見が示されたところであるが、現在関係者において行われている法の適切な運用に向けた協議や権利者団体によるライセンス体制の構築に向けた取組状況も注視しつつ、市場が形成されている分野への影響や補償金請求権の付与の要否などの論点も含め、更に検討を深めていくことが適当である。この他、教材の共有等に係る権利制限の是非や、権利制限の対象外となる著作物の利用円滑化方策等についても引き続き検討を行うことが適当である。
- ② 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等については、障害者団体及び権利者団体の意見集約に向けた取組を引き続き注視するとともに、その結果を踏まえて改めて今後小委員会で検討を行うことが適当である。
- ③ 著作物等のアーカイブ化の促進については、制度的対応が必要な措置の対応方針について関係者から聴取した意見を踏まえて、著作権者の利益に配慮しつつ時代のニーズに応じた規定の検討を進めることが適当である。なお、細部の制度設計の検討においては、必要に応じて、著作権者や利用者の更なる意見を聴取することも重要である。また、権利処理の円滑化のための措置については、調査研究により得られた成果を基に、今後の検討を進めることが適当である。
- ④ 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制のあり方については、今年度のワーキングチームにおける審議経過を踏まえ、引き続き、本小委員会及びワーキングチームにおいて検討を進める必要がある。

以上のとおり、上記課題については最終的な審議のとりまとめを行うに至っていないため、審議の進捗状況等について、その経過を整理したものである。

## **IV 開催状況**

### **第1回 平成27年6月23日**

- ① 法制・基本問題小委員会主査の選任等について
- ② 今期の法制・基本問題小委員会における審議事項について
- ③ 教育の情報化の推進について

### **第2回 平成27年7月24日**

- ① ワーキングチームの設置について
- ② 教育の情報化の推進について

### **第3回 平成27年7月31日**

- ① 教育の情報化の推進について

### **第4回 平成27年8月31日**

- ① 教育の情報化の推進について

### **第5回 平成27年9月30日**

- ① 教育の情報化の推進について

### **第6回 平成27年11月4日**

- ① 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応について

### **第7回 平成27年11月11日**

- ① 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応について

### **第8回 平成28年2月10日**

- ① 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応について

### **第9回 平成28年2月24日**

- ① 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応について
- ② 平成27年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について

## V 委員名簿

	蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波朋子	弁護士
	井上由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	今村哲也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上野達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	大久保直樹	学習院大学法学部教授
主査代理	大渕哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	河村真紀子	主婦連合会事務局長
	岸博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	窪田充見	神戸大学大学院法学研究科教授
	末吉互	弁護士
	龍村全	弁護士
	茶園成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士
主査	土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	野原佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	長谷川浩二	東京地方裁判所判事（知的財産権担当）（H27.10.14～）
	前田健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	前田哲男	弁護士
	前田陽一	立教大学大学院法務研究科教授
	松田政行	弁護士
	森田宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本隆司	弁護士
	横山久芳	学習院大学法学部教授

(以上25名)



ヒアリング・意見発表※団体一覧

＜教育の情報化の推進＞

第2回 平成27年7月24日

- ・文部科学省生涯学習政策局情報教育課
- ・文部科学省高等教育局専門教育課
- ・大学eラーニング協議会
- ・私立大学情報教育協会
- ・明治大学
- ・東京大学
- ・佐賀県教育委員会

第3回 平成27年7月31日

- ・学術著作権協会
- ・日本書籍出版協会
- ・日本写真著作権協会
- ・日本文藝家協会
- ・日本新聞協会

## ＜環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応＞

### 第6回 平成27年11月4日

- ・ 日本音楽著作権協会
- ・ 日本書籍出版協会
- ・ コンピュータソフトウェア著作権協会
- ・ 日本映画製作者連盟
- ・ 日本芸能実演家団体協議会
- ・ 日本レコード協会
- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 日本知的財産協会
- ・ コミックマーケット準備会
- ・ thinkTPPIP（TPP の知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム）
- ・ インターネットユーザー協会
- ・ 日本文藝家協会
- ・ 学術著作権協会
- ・ 日本写真著作権協会
- ・ 日本放送協会
- ・ 日本ケーブルテレビ連盟
- ・ 日本民間放送連盟
- ・ 主婦連合会
- ・ 電子情報技術産業協会
- ・ 日本図書館協会
- ・ 青空文庫

### 第8回 平成28年2月10日

- ・ 日本映像ソフト協会
- ・ 国公立大学図書館協力委員会
- ・ 日本新聞協会
- ・ 日本民間放送連盟
- ・ 日本芸能実演家団体協議会・映像コンテンツ権利処理機構

### 第9回 平成28年2月24日

- ・ コンピュータソフトウェア著作権協会
- ・ インターネットユーザー協会

※書面による意見発表を行った団体を含む。